

令和8年度 浪江町PRイベント出展補助金について

令和8年度から新たに始まる補助金制度の内容についてご案内します。

この補助金は、浪江町のPR力強化のため、町外へのイベント等に出展し、浪江町の風評払拭に資するPR活動を行う事業者に対し、イベント等出展にかかる経費について補助するものです。

概要

ホームページ



<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/37/41918.html>

☆出展可能なイベントの情報提供を行います

- ・事前に登録している事業者に対し、町外で開催されるイベント等の情報を提供します。
- ・登録した事業者はホームページで公開します。また、この情報提供によりイベント等に出展する場合は優遇があります。
- ・PR活動が可能で、情報提供を希望する場合は、情報提供依頼書をご提出ください。風評払拭に資する活動が行えると判断できる場合は業種制限はありません。

☆イベント等への出展にかかる経費を補助します

- ・補助対象となるのは、町外で行われるイベント等に出展し、浪江町の風評払拭に資するPR活動を行う際に事業者が負担した経費です。
- ・補助率10分の10以内
- ・補助上限5万円 ※町からの情報提供により県外へ出展する場合、15万円上限
- ・交付上限は、年度内に2回までです。※ただし、町からの情報提供により出展することとなった場合の回数制限はありません。

☆風評払拭に資するPR活動について

- ・町の名称が入ったのぼり旗または看板の設置・町のPRに資するパンフレットの配架・自社ホームページ掲載やSNS等への投稿 と合わせて、風評払拭と知名度向上のためのPRをしてください。
- ・PRに使用できる資材の貸し出しも可能です。
- ・物販も可能です(制限のあるイベント等はイベント主催者に従うこと)。
- ・その他、交付決定時に指定する場合があります。



詳細な内容については要綱をご確認ください。



補助対象者

次のすべてに該当する者

- ・平成23年3月11日時点又は交付申請日時点で町内で事業を行っていること
- ・浪江町税を滞納していないこと
- ・浪江町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと
- ・政治活動又は宗教活動を目的としていないこと
- ・公序良俗に反する業務を行っていないこと

交付の条件

浪江町の風評払拭及び知名度向上に資する以下のPR活動を行うものとする。

- ・町の名称が入ったのぼり旗または看板の設置
 - ・町のPRに資するパンフレットの配架
 - ・自社ホームページ掲載やSNS等への投稿
- これ以外に創意工夫してPR活動を行うことは可能

補助対象外イベント

他の団体等から補助金や金銭的支援を受けているもの
なお、自ら選定したイベント等に出展する場合は以下も対象外となる。

- ・特定の顧客を来場対象とするもの
- ・自らが主催するもの
- ・開催期間が1月以上のもの
- ・オンラインのみで行われるもの

【補助対象経費】

補助割合10/10以内 1件ごとの補助金額上限5万円

区分	対象経費	提出書類
イベント等の出展費用	出展者負担金、出展(出店)料、会場共益費等(物販の売り上げに応じて支払う部分を除く)	イベント概要がわかる資料、領収書等の写し 等
印刷製本費	イベント等を周知する目的または配布する目的のチラシ、パンフレット、ポスターの作成に係る経費	領収書等の写し、作成物
交通費	イベント出展にかかる交通費(計算方法の制限有、2人分まで)	発着地及び宿泊地を含む行程及び交通手段がわかる資料、実費分の領収書等の写し
宿泊費	イベント等出展にかかる宿泊費の実費(上限有、2人分まで)	領収書等の写し
搬送料	イベント等の出展に係る物品等の搬送費用(自らが搬送する経費を除く)	領収書等の写し
【対象外経費】	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき出展する事業者には負担が義務付けられているもの ・義援金や賠償金の代償措置など使途の定めのないもの ・対象経費のうち、必要な添付書類や領収書などを提出できず、本事業のみに要したか及び支払ったことを証明できないもの 	

各書類の申請者欄には、法人の場合は法人名を、個人の場合は代表者氏名をご記入ください。

書類の提出期限を厳守してください。期限に遅れた場合は、補助金の交付ができない場合があります。また、事業開始前に交付決定を受ける必要があります。



ご注意ください

【問合せ】浪江町役場
観光移住課 観光交流係

電話
メール

0240-34-0247 (平日8:30~17:00)
namie24010@town.namie.lg.jp

補助金交付の流れ 提出期限・提出書類について

情報提供 登録

※任意

補助金の趣旨に賛同し、イベント等の情報提供を希望する場合は、ぜひご登録ください

■提出書類 情報提供依頼書

こんな情報が届きます

ふくしま観光商談会（東京で開催） ふくしま産直市（JR駅構内で開催） 他
さらに♪ この情報提供を活用してイベント出展する際はメリット有！

町からの 情報提供を チェック

町がイベント等の情報を入手した際は随時登録事業者にメールにてご案内いたします

この情報提供により出展することとなった場合は、補助金の回数制限がありません！
登録している事業者はホームページに公開します。

事業提携やコラボのきっかけにして浪江町を盛り上げてください。

交付申請

必要な補助金額を算定するものです。

■提出期限

補助金を適用するには、**事業開始の14日前までに申請が必要です。**

事業着手後の交付申請は受けられません。

■提出書類

- ・交付申請書（様式第2号）
- ・事業内容がわかる資料 ・発着地及び宿泊地を含む行程及び交通手段がわかる資料



 各書類の申請者欄には、法人の場合は法人名を、個人の場合は代表者氏名をご記入ください。

変更承認

交付申請書に記載した内容に変更がある場合や、営業を中止する場合、事業を廃止する場合には提出が必要です。

■提出期限

変更・中止・廃止することとなったとき速やかに

■提出書類

- ・変更承認申請書（様式第5号）

実績報告

交付決定を受けた補助事業の完了後は実績報告が必要です。

■提出期限

事業完了日から14日以内
または3月31日のいずれか早い日まで

■提出書類

- ・実績報告書（様式第6号）
- ・町税等の未納がないことの証明書 ・補助金を活用して作成した印刷物
- ・事業に関するネット投稿のスクショや記録写真及び資料等
- ・事業に要した経費の内容及び支払いを証する書類



 **提出書類の変更がありますので事前によくご確認ください**

未納がないことの証明は、役場1階住民課にて取得できます。はんこ（法人の場合は代表者印）が必要です。

*なお、町が保有する情報を調査することに同意する場合は省略することができます。

交付請求

実績報告後、確定通知を受けたら速やかに交付請求してください。

■提出書類

- ・交付請求書（様式第9号）



書類の提出期限を厳守してください。

期限に遅れた場合は、補助金の交付ができない場合があります。